

29 西園寺邸購入にともなう校地変更並びに基本財産処分の  
件認可  
〔昭和十五年五月〕

東專二四六号		(注記1)	
定決裁	六月十四日	文書課長	(辰原)
送	6月15日	起案者	(田中)
		(注記2)	
		(注記3)	

昭和十五年六月八日起案

学務課長 (有光)

専門学務局長 (永井)

次官 (赤間)

(宮崎) (金丸)

(注記4)

(久住) (小島) (柳瀬) (久保)

私立大学校地変更認可並基本財産処分承認ノ件

案ノ一

中央大学設立者

財団法人中央大学

(注記5) 昭和十五年四月三日附申請校地変更ノ件認可ス  
年 月 日 文部大臣

(備考)

本件ハ本大学ニ於テ其ノ東隣接地タル西園寺邸ヲ買収シ校地ヲ  
拡張セントスルモノニシテ大要左ノ通り

(下 札)

一、位置 神田区駿河台三丁目九番地(現校地東隣接地)

一、面積 八二二坪二一

一、用途 校舎及図書館拡張用地

一、経費 四〇〇、〇〇〇円

右ハ土地及地上建物其ノ他一切ヲ含ム価格ニシテ大体其ノ内訳ハ土地三七〇、〇〇〇円、建物三〇、〇〇〇円ノ見積リトス)

一、財源 右経費ハ其ノ内三七〇、〇〇〇円ハ基本金(供託金以外ノ有価証券)ノ一部ヲ流用シ、内三〇、〇〇〇円ハ昭和十四年度剰余金ヲ以テ充用セントスル予定

地上家屋

(株消)(加筆)  
木造瓦葺(平)二(家建(一部コンクリート)一棟 延二二七坪

二八

木造瓦葺平家建 四棟 延三八坪

右家屋ハ現在ノ処之レヲ如何ニ処分スルカ確定セズ(一時校舎トシテ使用スルカ或ハ売却スルカ)将来校舎トシテ使用スルトキハ校舎使用認可ヲ為サシムル予定トス

案ノ二

財団法人中央大学

昭和十五年四月三日附申請基本財産中有価証券ノ一部処分ノ件承認ス

年月日

文部大臣

(備考)

本件ハ前記校地購入費充当ノ為基本財産中有価証券ノ一部三七〇、〇〇〇円ヲ処分セントスルモノニシテ事実ハ基本財産ノ内容変更ナリ。尚右有価証券ハ(株消)供託金以外ノモノニシテ左ノ通りトス。

基本財産中、三分半利国庫債券 九八、五〇〇円

三分半 支那事変 国庫債券 九八、〇〇〇円 (但シ購入記帳)

六分半 米貨公債 七六、〇六二円

〃 九七、四三七円 (示スモノトス)

計 三七〇、〇〇〇円

案ノ三

右証明ス

年月日

文部省

(備考)

別添証明願ノ内ノ一部ニ裏書証明ノコト

理秘第八六一号

昭和十五年六月五日

大蔵省理財局長 相田 岩夫 印

文部省専門学務局長 永井 浩殿

五月二十五日附東專二四六号ヲ以テ御協議ニ係ル中央大学ノ校

地並ニ建物買収ノ件ハ商工省トモ打合ノ上異存無之候ニ付此段  
及回答候也

東專二四六号	定決裁	5月25日	文書課長	送発	8月25日	起案者	(田中) ④
(注記6)							

昭和十五年五月二十四日起案

学務課長 (有光) ④

専門学務局長 代 (久保) ④

(久住) ④  
(久保田) ④  
(久保) ④

案 年月日 専門学務局長

大蔵省理財局長  
商工省総務局長  
各宛

私立学校拡張ニ関スル件

昭和十五年四月三日附ヲ以テ財団法人中央大学ヨリ別記大要ニ  
依ル標記ノ件申請有之タル処本件ハ認可致度ニ付臨時資金調整  
法施行令第九条ノ三第三項ニ依リ及協議

記

一、学校名 中央大学

一、所在地 神田区駿河台三丁目

一、設立者 財団法人中央大学

一、基本財産 三、〇〇〇、〇〇〇円余

一、計画、予算及財源

本大学校地ノ東隣接地神田区駿河台三丁目九番(抹消)ノ三宅地  
八一二坪二一及地上建物五棟延坪二五五坪二八(抹消)其ノ他一  
切ヲ価格四〇〇、〇〇〇円(土地三七〇、〇〇〇円、建物三〇、  
〇〇〇円)ニテ購入シ、校舍及図書館ノ拡張用地ニ充当セン  
トスルモノニシテ経費ハ本学基金ノ内三七〇、〇〇〇円及昭  
和十四年度剰余金三〇、〇〇〇円ヲ以テ之レヲ支弁スルモノ  
トス

一、拡張ヲ必要トスル理由

本大学ハ大正十五年九月現校地ニ移転シ授業ヲ繼續シ来リシ  
ガ其後商業学校、夜間ノ学部及予科等ノ開設アリ学生生徒ノ  
数モ増加シタルヲ以テ去ル昭和十年本学創立五十周年紀念ニ  
際シ隣地一千九十余坪ヲ購入シ校地ヲ拡張シ講堂及予科教室  
ヲ新築スル所アリタルガ尚不充分ノ憾アリ、一方図書館モ昭  
和五年新築当時ヨリ其ノ蔵書著シク増加シ之レガ増設拡張ノ  
必要アリ、又学生生徒ノ教練並休養ノ為ノ運動用地ノ甚シク  
狭隘ナル等ニ依リ予テヨリ校地拡張ノ必要ニ迫ラレテ、アリ  
シガ今回幸現校地東隣接地タル西園寺邸八(〇〇)(百)余坪ヲ  
譲受クルコトヲ得ルニ至リタルヲ以テ之レヲ購入シ校地トナ  
シ機ヲ待チ校舍並図書館ノ拡張ヲナシ併セテ運動用地ノ完成  
ヲ期セントスルモノナリ

(注記7) 昭和十五年四月三日

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印

(注記8)

東京府知事 岡田周造殿

(注記9)

進達願

本大学校地変更認可申請書及基本財産変更認可申請書別紙主務省へ御進達相成度此段及御願候也

昭和十五年四月三日

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印

文部大臣 松浦鎮次郎殿

校地変更認可申請

本大学校舎並図書館拡張用地トシテ現校舎ニ隣接セル別記土地購入致シ度キニ付御認可相成度此段及申請候也

昭和十五年四月三日

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印

文部大臣 松浦鎮次郎殿

基本財産処分承認申請

本大学校舎並図書館拡張用地トシテ現校舎ニ隣接セル別記土地

購入費ニ充当スルタメ有価証券ノ一部ヲ処分シ基本財産変更致度ニ付御認可相成度此段及申請候也尚土地購入費充当ノ有価証券ハ文部省供託金以外ノモノニシテ左記ノ通ニ有之候

記

種目	価格
三分半利国庫債券	九八、五〇〇〇〇
三分半利国庫債券	九八、〇〇〇〇〇
支那事変国庫債券	七六、〇六二五〇
六分半利公債証券	九七、四三七五〇
同	三七〇、〇〇〇〇〇
計	三、七〇〇、〇〇〇〇〇

附属書類目録

- 一、別記
- 二、略図
- 三、評議会決議録抄本
- 四、評議会提出追加予算表
- 五、昭和十三年度末貸借対照表(別冊十三年度中央大  
学収支決算末尾ノ通)
- 六、同財産目録(同 上)
- 七、昭和十五年二月末現在貸借対照表
- 八、不動産売買仮契約証書写
- 九、基本財産増減内訳
- 十、校地購入並基本財産繰入事由
- 十一、寄附行為

別記

(注記10)

- 一、所在地 神田区駿河台参丁目九番ノ参
- 一、数量
  - イ、宅地 八百拾貳坪貳合壹勺
  - ロ、木造瓦葺一部鉄筋コンクリート造二階建壹棟
  - ハ、木造瓦葺平家建 壹棟
  - ニ、木造瓦葺平家建 壹棟
  - ホ、木造瓦葺平家建 壹棟
  - ヘ、木造瓦葺平家建 壹棟

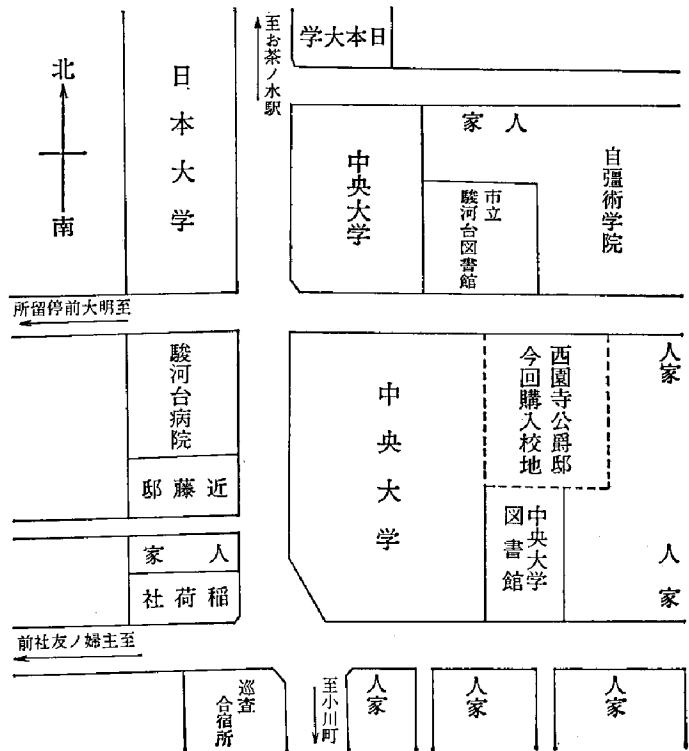
(注記11)

- 一、目的 校舍並図書館拡張用地
- 一、代価 四拾万円(加筆)〔内参拾七万円ハ土地代価、参万円ハ建物代価〕
- 一、財源 左記基本財産並昭和十四年度剰余金ヲ以テ充当ス
- 基本財産中有価証券 三七〇、〇〇〇、〇〇〇円
- 昭和十四年度剰余金 三〇、〇〇〇、〇〇〇

決議録

昭和十五年三月十三日午後二時中央大学々長室ニ於テ中央大学臨時評議会ヲ開キ左ノ事項ヲ決議シ同三時散会ス  
当日出席シタル評議員左ノ如シ

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 青木信光  | 青山衆司  | 天野徳也  |
| 新井要太郎 | 有賀光豊  | 飯田延太郎 |
| 石井 清  | 石原毛登馬 | 磯谷幸次郎 |



- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 植村俊平  | 卜部喜太郎 | 永瀧久吉  |
| 小倉敬止  | 大岩勇夫  | 大島三橋  |
| 大田黒英記 | 太田嘉太郎 | 太田資時  |
| 岡田宇之助 | 加藤正治  | 川上 清  |
| 片山金章  | 木下謙次郎 | 木村精一  |
| 小林砂吉  | 小町谷 純 | 後藤傳兵衛 |
| 佐竹三吾  | 作田高太郎 | 清水 澄  |
| 塩谷恒太郎 | 白川朋吉  | 須賀喜三郎 |

田中隆二	田中文藏	高木三郎
武田 明	寺島由松	富田勇太郎
内藤正剛	中山佐市	西川一男
鳩山秀夫	林頼三郎	原 嘉道
樋貝詮三	土方成美	平井彦三郎
平松市蔵	二上兵治	二神駿吉
穂積重遠	堀 竹雄	本多熊太郎
前田直之助	松本丞治	松木 弘
松原一雄	三浦義道	三橋市太郎
美濃部達吉	宮岡恒次郎	村田 敏
泉二新熊	森田 實	森本邦治郎
矢野禎吉	山崎覺次郎	山田三郎
吉田良三	吉益俊次	横山金太郎

以上七拾二名ナリ

会長林頼三郎司会席ニツキ左ノ決議ヲナシタリ

一、土地及建物購入ノ件

一、基本財産変更ノ件

満場一致原案通承認可決ス

右決議ス

昭和十五年三月十三日

決議録署名者

森田 実 ㊞

昭和十四年度経費収支予算追加  
中央大学

収入臨時部		
科 目	予 算 額	備考
第一款 諸 収 入	四〇〇、〇〇〇	本収支予算ハ十五年 度ニ繰越使 用スルコトヲ得
第一項 基本財産ヨリ繰入	三七〇、〇〇〇	
第二項 剰余金繰入	三〇、〇〇〇	
支出臨時部		
科 目	予 算 額	
第四款 土地建物購入費	四〇〇、〇〇〇	
第一項 土地購入費	三七〇、〇〇〇	
第二項 建物購入費	三〇、〇〇〇	

購入物件

神田区駿河台三丁目九番地

一、宅地 八百十二坪二一 但附属門塀其他地上(中)物件一切

一、木造瓦葺二階建一棟 延二百十七坪二八

但附属畳建具其他造作一切有形ノ儘

一、木造瓦葺平家建四棟 延三十八坪

但前同断

(表紙)

秘

昭和十三年度中央大学収支決算

昭和十三年度中央大学収支決算

中央大学

収入経常部

科	目	予算額	決算額	増減
第一科 中央大学収入	第一款 授業料	六四三、六〇〇	九四七、七三〇	三〇四、一三〇
	第二款 入学検定料	五九七、三〇〇	八四三、一〇〇	二四五、八〇〇
	第三款 追試験料	一一、〇〇〇	一六、八九〇	四、八九〇
	第四款 雑収入	六、九〇〇	一一、三〇〇	四、四〇〇
	第五款 基本財産収入	四、四〇〇	一一、一五七	六、七五七
第二款 基本財産収入	第一項 供託金	六〇、〇〇〇	六三、三三六	三、三三六
	第二項 其他基本財産収入	二九、〇〇〇	二九、〇五九	五九
第三款 雑収入	第一項 其他基本財産収入	三、〇〇〇	四、四六四	一、四六四
	第二項 雑収入	七、五〇〇	八、三六九	八六九
第四款 前年度繰越	収入	七、一〇〇	一一、〇三五	三、九三五
	經常部計	三三、〇〇〇	一〇、七五八	三、七七八

収入臨時部

科	目	予算額	決算額	増減
第一款 剰余金繰入	収入	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
	臨時部計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
支出経常部	収入	七五、一〇〇	一〇、七三二	三、七三八
	合計	三三、〇〇〇	一〇、七三二	三、七三八

支出経常部

科	目	予算額	決算額	増減
第一款 中央大学校費	第一項 教場費	六四二、六〇〇	五四三、八八八	△九八、七一二
	第二項 給料	三五八、〇〇〇	三〇〇、三二八	△五七、六七二
合計		一、〇〇〇、六〇〇	八四四、二一六	△一五六、三八四

第一目 事務員給	第二目 諸手当	第三目 諸備給	第四目 備品費	第五目 什器雑品費	第六目 図書費	第七目 消耗品費	第八目 印刷費	第九目 通信運搬費	第十目 研究費	第十一目 生徒諸費	第十二目 奨学金	第十三目 体育費	第十四目 体育費	第十五目 訓練費	第十六目 教練費	第十七目 修繕費	第十八目 保険料	第十九目 雑費	第二十目 雑費	第二十一目 財団諸費	第二十二目 會議費	第二十三目 雑支	第二十四目 補助費	第二十五目 法字新報社補助費	第二十六目 経済商業論纂補助費	第二十七目 予備費
四、六〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
四、四一六	三、〇九六	三、〇九六	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三
△一、一八四	△三、五〇三	△一、四四八	△二、〇五五	△七、三六〇	△二、五三〇	△三、一六八	△一、二一九	△六、四四〇	△八、七四九	△一、七六六	△二、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六

第一目 事務員給	第二目 諸手当	第三目 諸備給	第四目 備品費	第五目 什器雑品費	第六目 図書費	第七目 消耗品費	第八目 印刷費	第九目 通信運搬費	第十目 研究費	第十一目 生徒諸費	第十二目 奨学金	第十三目 体育費	第十四目 体育費	第十五目 訓練費	第十六目 教練費	第十七目 修繕費	第十八目 保険料	第十九目 雑費	第二十目 雑費	第二十一目 財団諸費	第二十二目 會議費	第二十三目 雑支	第二十四目 補助費	第二十五目 法字新報社補助費	第二十六目 経済商業論纂補助費	第二十七目 予備費
四、六〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
四、四一六	三、〇九六	三、〇九六	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三	二、一五三
△一、一八四	△三、五〇三	△一、四四八	△二、〇五五	△七、三六〇	△二、五三〇	△三、一六八	△一、二一九	△六、四四〇	△八、七四九	△一、七六六	△二、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六	△一、七六六

支出臨時部

科	目	予算額	決算額	増減
第一款 負債償還金		五、五〇〇	五、五〇〇	〇
合計		三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	〇

第一項 元金	第二項 利子	第二款 管轄費	第一款 綜合運動場建設費	第三款 教職員退職手当	第四款 教職員退職手当	第五款 不動産銷却基金	支 出 臨時部計	支 出 合計
二、八四六、四五六	二、六五三、七七	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	七、四一〇、〇〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△

收支差引殘金參拾參万貳千貳百貳拾九圓九拾錢

原奨學資金積立 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
 基本財産積立 一九六、五〇〇、〇〇〇  
 教職員退職基金積立 三〇、〇〇〇、〇〇〇  
 次年度繰越 五、七二九、九〇〇

第一項 雑誌売捌代	第二項 雑收	第三項 補助金	第四項 前年度繰越	支 出 諸給与	支 出 出版費	支 出 郵便費	支 出 廣告及雜費	收支差引殘金六拾七圓貳拾錢
三、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△

予算額 三、〇〇〇、〇〇〇  
 決算額 三、七四九、九〇〇  
 増減 七四九、九〇〇

次年度繰越 一、〇〇〇、〇〇〇

法学新報社

中央大学商業学校

第一款 生徒収入	第二款 授業料	第三款 入学考査料	第四款 基本金利息	第五款 雑収入	支 出 前年度繰越	支 出 第一校	支 出 職員給及雜給	支 出 教員給	支 出 諸備費
二、七〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

收支差引殘金壹万九百八拾壹圓參拾參錢

金七千六百參拾四圓  
 金參千參百四拾七圓參拾參錢  
 商業学校基本金  
 次年度繰越

貸借対照表

土地及建物	什器	圖書	有価証券	御下賜金預金	出版物	学生貸費未回収金	法学新報代未収入金
三、〇三、八五五	三、〇七、〇〇〇	三、〇七、〇〇〇	一、四〇、〇七三	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△

借方 三、〇三、八五五  
 貸方 三、〇三、八五五

土地及建物 三、〇三、八五五  
 什器 三、〇七、〇〇〇  
 圖書 三、〇七、〇〇〇  
 有価証券 一、四〇、〇七三  
 御下賜金預金 一、四〇、〇〇〇  
 出版物 一、四〇、〇〇〇  
 学生貸費未回収金 一、四〇、〇〇〇  
 法学新報代未収入金 一、四〇、〇〇〇



中央大学

理事学長 林 頼三郎  
 理事 堀江 専一郎  
 理事 片山 義勝  
 理事 田中 文蔵  
 理事 山田 三郎  
 理事 山崎 覺次郎  
 理事 前田 米蔵  
 監事 吉益 俊次  
 監事 有賀 光豊  
 監事 二神 駿吉

諸繰替金	四六九、四	教職員退職基金	三九、一〇〇、〇〇
預金及現金	三六、八〇四、四	図書館敷地購入引当金	三、六〇〇、〇〇
仮払金	四、七〇九、四	商業学校基本金	四、一〇〇、〇〇
綜合運動場建設費	一一〇、五二一、五	商業学校繰越金	三、四七、三
		法学新報社繰越金	六七、二〇
		借入金	二五、〇一五、九五
		仮受金	六、四六七、八
		学生会勘定	二、四一、一〇
		教練勘定	一、四三、五二
		著書代金	一、一〇八、一〇
		其他財産	六〇、四四〇、四
合 計	四、四三三、五、〇六	次年度繰越	五、七九、九〇

財産目録

土地及建物	基本財産(資産)	二、〇一三、八〇五、五四
什器		三、〇七一、〇〇
図書		三六九、七七九、九〇
有価証券	内基本財産(資産) 九四〇、八三二、七一	一、四〇五、〇七二、二一
御下賜金預金		五、五九六、九五
出版物		一、四四〇、〇〇
学生貸費未回収金		二九、一九二、五〇
法学新報代未収入金		五四八、〇〇
諸繰替金		四、六七九、四九
預金及現金		四三六、八〇四、四五
仮払金		四、七〇九、四六
綜合運動場建設費		一一〇、五五一、五六
合 計		四、四一三、二五一、〇六

右之通候也

昭和十四年五月

貸借対照表(昭和十五年二月二十九日現在)

土地及建物	借 方	基本財産	貸 方
什器	二、〇一三、八〇五、五四	特別資金	三、九四六、六三三
図書	三、〇七一、〇〇	文庫資金	五、八二六、三
有価証券	三六九、七七九、九〇		(抹消) 一〇〇、〇〇〇
御下賜金預金	一、六九五、九七三		(加筆) 一、八七九、一五
出版物	五、八一六、二	原奨学資金	一〇〇、〇〇〇〇
学生貸費未回収金	一、四四〇、〇〇	馬場奨学資金	一〇〇、〇〇〇〇
法学新報代未収入金	二九、一九二、五〇	基金寄附金	五、七〇〇
諸繰替金	五四八、〇〇	創立五十周年記念事業寄附金	七、七九、〇〇
預金及現金	六、一三三、七	不動産償却基金	五、一、〇〇〇
仮払金	七五〇、四四二、〇	災害補填基金	四、一、〇〇〇
綜合運動場建設費	一一〇、五五一、五六	教職員退職基金	一、〇〇、〇〇〇
		図書館敷地購入引当金	三、一、〇〇〇
		商業学校基本金	四、一〇〇、〇〇
		商業学校繰越金	三、四七、三

綜合運動場 建設費	110,525	法学新報社	6730
臨時部支出	14,192	繰入金	15,055
經常部支出	60,950	借入金	63,319
(經常部剰余)	(66,703)	原奨学金	1,687
		収益勘定	1,595
		学員会勘定	748
		教練勘定	1,736
		著書代金	603
		其他財産	5,790
		前年度繰越	1,183
		經常部収入	5,677
合 計	5,677	合 計	5,677

収入印紙

委任状 (朱書)(写)

拙者儀住友信託株式会社東京支店ヲ代理人ト定メ左ノ権限ヲ委任ス

一、別紙不動産売買契約証書案文通り不動産売買契約ノ締

結ニ關スル一切ノ件

右代理委任状依而如件

昭和拾五年参月式拾式日

住所 大阪市南区鰻谷東之町壹番地

氏名 住友吉左衛門

(表紙)

不動産売買契約証書

収入印紙

不動産売買契約証書

今般売主住友吉左衛門(以下単ニ売主ト称ス)ト買主財団法人中央大学(以下単ニ買主ト称ス)トノ間ニ於テ末尾記載ノ不動産ニ付左ノ通り売買契約ヲ締結シタリ

第一条 売主ハ末尾記載ノ不動産ヲ左記代金ニテ買主ニ売渡シ買主ハ之ヲ買受ケタリ  
一金四拾万円也

第二条 買主ハ本契約ノ手附金トシテ本日金四万円也ヲ売主ニ交付シ売主ハ之ヲ受領シタリ

前項手附金ニ対シテハ利息ヲ附セザルモノトス  
第三条 売買不動産ノ坪数ハ公簿面ニ拠ルモノトス

公簿面ノ坪数ト実測ノ坪数ト相違スルコトアルモ売主及買主ハ互ニ売買代金ノ増減ヲ請求セザルモノトス

第四条 売買不動産ノ所有権移転登記申請期日ハ昭和拾五年拾月七日トシ同日午前 時迄ニ売主及買主双方所轄登記所ニ出頭ノ上所有権移転登記ノ手續ヲ為スベキモノトス

第五条 売主ハ買主ノ請求アル場合ニハ買主ノ指定スル第三者ノ名義ニ所有権移転登記ノ手續ヲ為スベキモノトス

第六条 売買不動産ニ付抵当権、質権、地上権、地役権、賃借権ノ設定其ノ他名称形式ノ如何ヲ問ハズ所有権ノ完全ナル行使ヲ阻害スベキ瑕疵存在スルトキハ勿論租税公課其ノ他ノ賦課金(都市計画事業受益者負担金ヲ含ム)ノ未納等アルトキハ

売主ハ所有権移転登記前其ノ権利、瑕疵及負担ノ全部ヲ除去スベキモノトス但シ建物ハ昭和拾五年拾月七日迄ニ明渡スベキモノトス

第七条 売主ハ本証書ノ外ニ不動産売渡証書ヲ作成シ売買不動産ノ所有権移転登記申請ノ際之ヲ買主ニ交付スルモノトス

第八条 売買不動産ノ所有権ハ前条売渡証書ヲ交付シタル時ニ於テ売主ヨリ買主ニ移転スルモノトス

第九条 買主ハ売買代金ヨリ手附金ヲ差引キ其ノ残金総額ヲ所有権移転登記終了ノ時ニ於テ登記済証ト引換ニ所轄登記所又ハ売主買主ノ協定シタル場所ニ於テ売主ニ支払フベキモノトス

第十条 売買不動産ニ対スル租税公課其ノ他ノ賦課金(都市計画事業受益者負担金ヲ含ム)ニ付テハ其ノ納税告知書等ノ宛名名義人ノ如何ニ拘ラズ其ノ納税期限ガ所有権移転登記済ノ日ノ前日迄ナルトキハ売主ノ負担トシ登記済当日以後ナルトキハ買主ノ負担トスルモノトス

第十一条 売渡証書作成ノ費用ハ売主ニ於テ負担シ不動産所有権移転ノ登録税ハ買主ニ於テ負担シ其ノ以外ノ費用ハ売主及買主平分シテ負担スルモノトス

第十二条 売買不動産ガ其ノ所有権移転ノ時以前ニ於テ天災其ノ他不可抗力ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ滅失又ハ毀損ハ売主ノ負担ニ帰スベキモノトス

第十三条 売主又ハ買主ノ一方ガ履行ニ著手スル迄ハ買主ハ其ノ手附金ヲ抛棄シ売主ハ其ノ倍額ヲ償還シテ本契約ヲ解除ス

ルコトヲ得ルモノトス

第十四条 売主又ハ買主ノ一方ガ本契約不履行ノトキハ相手方ハ催告其ノ他何等ノ手續ヲ要セズ単ニ通知ノミヲ以テ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス

第十五条 売主ノ不履行ノ為メ買主ガ本契約ヲ解除シタルトキハ売主ハ既収ノ手附金ヲ返還スルト同時ニ之ト同額ノ金額ヲ損害賠償トシテ買主ニ支払フベキモノトス

買主ノ不履行ノ為メ売主ガ本契約ヲ解除シタルトキハ売主ハ損害賠償トシテ手附金ヲ没収スルコトヲ得ルモノトス  
買主又ハ売主ガ相手方ノ不履行ニ因リ手附金額ヲ超過スル損害ヲ蒙リタルトキハ超過額ノ賠償ヲ請求スルヲ妨ゲザルモノトス

右契約ヲ証スル為メ本証書式通ヲ作成シ売主及買主各其ノ宅通ヲ保有スルモノトス

昭和拾五年参月二十二日

住所 大阪市南区鰻谷東之町壹番地

売主 住友吉左衛門

右代理 東京市麹町区丸ノ内一丁目貳番地貳

住友信託株式会社東京支店

社印

支店長代理

印

住所

買主

物件表示

東京市神田区駿河台参丁目九番ノ参

一、宅地 八百拾貳坪貳合壹勺

此売渡代金参拾七万円也

同所所在

一、木造瓦葺一部鉄筋コンクリート造二階建 壹棟

建坪 百八拾七坪五合四勺

貳階 貳拾壹坪五合八勺

貳階 八坪壹合六勺

同所所在

一、木造瓦葺平家建 壹棟

建坪 拾六坪貳合五勺

同所所在

一、木造瓦葺平家建 壹棟

建坪 七坪五合

同所所在

一、木造瓦葺平家建 壹棟

建坪 九坪五合

同所所在

一、木造瓦葺平家建 壹棟

建坪 四坪七合五勺

右建物五棟売渡代金参万円也

但シ建物全部五棟ハ未登記売買トス

以上売渡物件ノ地上ニ存在スル門、塀、庭石、樹木並ニ建物ニ  
附属セル畳建具及建物ニ附着セル造作等ハ有形ノ儘附属セシム  
ルモノトシ椅子、テーブル敷物其他家具ヲ除ク

以上

校地購入並基本財産繰入事由

本大学ハ大正十五年九月従来ノ校地タリシ神田区錦町ヨリ現校  
地ニ移転シ授業ヲ継続シ来リタル処其後昭和三年附属商業学校、  
翌四年三月夜間第二予科、五年四月夜間学部ノ開設アリ学生生  
徒ノ数モ増加シ去ル昭和十年十月本学創立五十年記念ニ際シ隣  
地一千九十坪余ノ校地ヲ購入シテ講堂及予科教室ヲ新設之ニ充  
テタルモ尚ホ不充分ノ憾アリ、一方図書館モ亦昭和五年新築当  
時其ノ蔵書僅カニ和漢洋書六万六千六百余冊ニ過ギザリシモ昭  
和十四年末ニ及ビ十万五千九百余冊ノ多数ニ増加セル為格納書  
架ノ増設拡張ノ要アルト学生生徒ノ教練並放課後ノ休養等ニ要  
スル運動用地ハ甚シク狭隘ヲ告ゲ之ガ取括ハ緊要事ニ属ス幸ニ  
隣地タル西園寺邸八百余坪ヲ購入シ得ルニ至リタルヲ以テ光輝  
アル皇紀二千六百年ノ記念事業トシテ昭和十四年度収支追加予  
算ヲ編成シ評議会ノ議決ヲ經テ今回コレヲ購入スルコトトシ追  
テ建築資材ノ調達緩和ノ機ヲ待チ校舍並図書館ノ拡張ヲ施設シ  
併セテ運動用地ノ完成ヲ期セントス

右購入ニ要スル資金ハ貸借ノ關係上不取敢基本財産ノ繰入ニ因  
ルコトトセルガ實際経理運用上該繰入減ニ係ル公社債ハ之ヲ売  
却スルコトナク別途預金(貸借対照表昭和十五年二月二十九日

基本財産増減内訳

種目	既定基本財産		同上増		同上減		差引残	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
土地	一八、六七坪	九九、一三三円	八三坪	三、〇〇〇円			一八、八四坪	一、〇三九、二三三円
建物	一、五二〇	一、〇一四、五三三					一、五二〇	一、〇一四、五三三
五分利公債	四、三二二	八、五〇〇					四、三二二	八、五〇〇
四分利公債	一八、四〇〇	一七、五八二					一八、四〇〇	一七、五八二
四分利英貨公債	三、五〇〇	三、一五三					三、五〇〇	三、一五三
四分利仏貨公債	一、六七〇、〇〇〇	四〇二、六四三					一、六七〇、〇〇〇	四〇二、六四三
四分利公債	一、〇〇〇	九九〇					一、〇〇〇	九九〇
小計		四四、三三〇						四四、三三〇
四分利国庫債券	一〇〇、〇〇〇	一〇一、九四〇					一〇〇、〇〇〇	一〇一、九四〇
三分半国庫債券	一〇〇、〇〇〇	九八、五〇〇					一〇〇、〇〇〇	九八、五〇〇
三分半支那事变国庫債券	一〇〇、〇〇〇	九八、〇〇〇					一〇〇、〇〇〇	九八、〇〇〇
四分利公債	一、五〇〇	一、五〇〇					一、五〇〇	一、五〇〇
六分半米貨公債	二五、〇〇〇	九七、四三七					二五、〇〇〇	九七、四三七
同上		二、九五四、六二六	八三坪	三、〇〇〇円	三、五〇〇(株) 三、七〇〇	三、〇〇〇		二、九五四、六二六
備土地、建物ハ坪以下		価格ハ円以下ノ端数ヲ省略						

(注記13)

現在ノモノ参照ヲ以テ充テ得ル見込ナリ  
 以上今回校地購入並基本財産ノ一部繰入方ニ付キ当局ニ対シ認  
 可申請ヲ為スモノ也  
 追テ別ニ購入ノ地上建物ハ当分ノ内主トシテ会議室研究室並図  
 書館書庫代用トシテ使用スル予定ナリ

(表紙)

財団法人中央大学寄附行為

財団法人中央大学寄附行為

第一条 本法人ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル教育事業ヲ行フヲ以テ目的トス

第二条 前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ学校ヲ經營ス

一 中央大学(大学及予科)

二 中央大学専門部

三 中央大学商業学校

第三条 本法人ハ之ヲ財団法人中央大学ト称ス

第四条 本法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区駿河台三丁目

九番地ノ四ニ置ク

第五条 本法人ノ財産ハ寄附行為者ノ寄附財産、将来寄附

ニ係ル財産、事業ノ經營ニ因リ生スル収入、雑収入並前記財

産ヨリ生スル果実ヨリ成ル

第六条 前条ノ財産中別紙目録ニ掲ケタル財産ヲ基本財産

(資産)ト為ス

将来基本財産トシテ寄附セラレタル財産、歳計剰余金又ハ其

ノ他ノ財産中理事会及評議會ニ於テ基本財産中ニ編入スルコ

トヲ決議シタル財産亦前項ニ同シ

第七条 基本財産ノ元本ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス但シ評

議員四分ノ三以上ノ同意ニ依ル評議會ノ決議ヲ經主務官庁ノ

承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 本法人ノ經營スル事業ノ經費ハ基本財産ヨリ生ス

ル収入、学生生徒ノ入学金及授業料並雑収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第九条 本法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議會ノ決議ヲ以テ

之ヲ定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十条 本法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月

三十一日ニ終ルモノトス

第十一条 本法人ニ理事三名以上七名以下監事二名以上三名

以下ヲ置ク

第十二条 理事及監事ハ評議員中ヨリ評議會之ヲ選任ス

第十三条 理事ハ本法人ノ財産一切ヲ管理シ理事会ノ決議ニ

依リ法人ノ事務ヲ執行ス

第十四条 本法人ニ理事長ヲ置キ理事会ニ於テ互選ス

理事長ハ本法人ノ事務ヲ統轄シ本法人ヲ代表ス

理事長ハ本法人ノ經營スル大学ノ学長及専門部代表ヲ兼ルモ

ノトス

第十五条 理事及監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為メ選任

セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

第十六条 本法人ニ評議會ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之

ヲ組織ス

第十七条 左ニ掲ケタル者ヲ以テ評議員トス

一、本法人設立ノ際ニ於ケル評議員及従来其ノ補欠選挙ニ依

リ選任セラレタル者

二、評議會ニ於テ選任セラレタル者

三、学部長、予科長及事務部長ノ職ニ在ル者

第十八条 前条二号ニ掲ケル評議員ノ選挙ハ評議員三分ノ二

以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第十九条 前条ニ掲ケル評議員ノ任期ハ三年トス但シ理事又

ハ監事在任者ハ其ノ任期満了ニ至ル迄之ヲ延長ス

第二十条 已ムヲ得サル理由アルトキハ評議會ハ評議員四分

ノ三以上ノ同意ヲ得テ理事、監事又ハ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第二十一条 理事長ハ評議會ヲ招集シ且其ノ會長ト為ル但シ理

事長事故アルトキハ他ノ理事之ヲ代理ス

第二十二条 評議會ノ通常決議ハ評議員ノ過半数出席シ出席評

議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ會長ノ決ス

ル所ニ依ル

第二十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表

決ヲ為スコトヲ得

第二十四条 本法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上同意ニ依

ル評議會ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ変更スルコトヲ得

参 照

大正八年五月寄附行為第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケ

ル評議員ハ左ノ如シ

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 伊藤 悌治 | 石山 彌平 | 馬場 愿治 | 原 嘉道  |
| 花井 卓蔵 | 穂積 陳重 | 岡野敬次郎 | 金井 延  |
| 中橋徳五郎 | 植村 俊平 | 卜部喜太郎 | 久米 良作 |
| 増島六一郎 | 松本 丞治 | 藤田隆三郎 | 江木 衷  |
| 永瀧 久吉 | 佐藤 正之 | 三宅 碩夫 | 美濃部達吉 |
| 土方 寧  | 元田 肇  | 森本邦治郎 | 鹽谷恒太郎 |

- |       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 田中 隆三 | 岸 清一  | 宮岡恒次郎  | 太田 資時 |
| 岡松參太郎 | 立 作太郎 | 青山 衆司  | 磯谷幸次郎 |
| 池田寅二郎 | 片山 義勝 | 二上 兵治  | 桑田 熊蔵 |
| 西川 一男 | 馬場 鏊一 | 須賀喜三郎  | 牧野菊之助 |
| 鳩山 秀夫 | 富田勇太郎 | 穂積 重遠  | 伊藤 秀雄 |
| 渡邊勘十郎 | 小松 林蔵 | 荒井 操   | 柵瀬軍之佐 |
| 稻田周之助 | 井上八重吉 | 大場 茂馬  | 小倉 敬止 |
| 中山 佐市 | 中村啓次郎 | 指田 義雄  | 佐藤 博愛 |
| 執行 軌正 | 石原毛登馬 | 濱田 國松  | 大田黒英記 |
| 田中 文蔵 | 武田 明  | 三浦大五郎  | 木下謙次郎 |
| 若尾 璋八 | 横田千之助 | 小野瀬不二人 | 川久保源治 |
| 新井要太郎 | 高野 金重 | 林 頼三郎  | 河野 秀男 |
| 山田 三郎 | 加瀬 禧逸 | 池原鹿之助  | 飯田延太郎 |
| 堀江専一郎 | 前田 米蔵 | 坂本彌一郎  |       |

昭和十五年六月五日

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印

文部大臣 松浦鎮次郎殿

証明願

今般左記土地ハ本大学校舍並図書館拡張用地トシテ御認可相成タルコトヲ御証明相成度此段奉願候

左記

神田区駿河台三丁目九番地ノ三

一宅地 八百十二坪二合一勺

(注記1)

「完結」「台帳記入済」「要記入」

(注記2)

「<sup>(抹消)</sup>浄書後」「<sup>(抹消)</sup>要再回門」「<sup>(抹消)</sup>施行前要再回」

(注記3)

「私105」

(注記4)

「記録掛/15・8・10/受領」

(注記5)

「<sup>(抹消)</sup>加筆」「<sup>(抹消)</sup>十一」「簿冊内件名番号」

(注記6)

「事ム発送」

(注記7)

「文部省/東專246号/昭和15・4・11」「東京府/昭和15・4・2/辰学3768/宿直」

(注記8)

「私1580」

(注記9)

「昭和十五年四月拾日/辰学第三七六八号/東京府經由」

(注記10)

「六字挿入印」

(注記11)

「十九字挿入印」

(注記12)

「レ」「文部省供託」

(下札)

①種別

を三ノ連繫 つ三ノ三 専/登録追加 / 件名 東京府

經由、中央大学校地変更認可、基本財産中一部処分承認/番号 東

専二四六/結了年月日 昭一五、六、一五/保存年限 ムキ/枚数

27、冊2」

〔自大正15年6月至昭16年11月 中央大学 第4冊〕  
文部省④ 3A, 10-4, 1251